

適合届出保育施設利用費特別給付金の支給について

1. はじめに

豊橋市は、施設定員などの都合により市内の認可保育施設に入ることができず、幼児教育・保育無償化の対象から外れてしまうご家庭を支援するため、認可外保育施設指導監督基準をすべて満たす届出保育施設（「適合届出保育施設」）を利用する22歳未満第2子以降と低所得世帯第1子以降利用料の一部を補助します。

2. 給付金の受給資格

適合届出保育施設利用費特別給付金（以下「給付金」といいます。）は、以下のすべての要件を満たす方に支給します。

- ①満3歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども（以下「3歳未満児」といいます。）が、幼児教育・保育無償化の対象として確認を受けた適合届出保育施設（以下「確認適合届出保育施設」といいます。）を利用していること
- ②次のいずれかに該当する方
 - ア 同一世帯において2人以上22歳未満の子どもを現に養育しており、そのうち①の子どもが出生の早い子どもから数えて2番目以降であること
 - イ 市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯であること
- ③豊橋市に住民登録があること
- ④保育の必要性があるが、定員や開所時間等により入所可能な認可保育施設がないこと
- ⑤子育てのための施設等利用給付認定の対象でないこと

3. 給付金額

確認適合届出保育施設を利用している3歳未満児1人あたり上限10,000円／月

※保護者の勤務先等から保育施設の利用に係る助成がある場合は、その金額を利用料から差し引いて計算します。

※確認適合届出保育施設の利用料が10,000円を下回る場合には、実際に支払った利用料が給付金額の上限になります。この利用料には、日用品、文房具、食材料費等の金額は含まれませんのでご注意ください。

4. 申請方法

この給付金の支給を受けるためには、保育の必要性等の受給資格を満たしていることについて、豊橋市の認定（以下「特別給付認定」といいます。）を受ける必要があります。

(1) 申請書類の配布及び受付場所

配布場所 市役所保育課、確認適合届出保育施設

提出場所 書類を受け取った施設、もしくは、利用予定施設

※ 保育施設等の利用や認定に関するご相談は保育課で承ります。

(2) 申請の締切り期日

認定を希望する月の前月末日（市役所閉庁日の場合はその前の開庁日）

認定の新規又は変更の申請は、前月末日までに施設へ申し出のうえ、必要書類の提出をしてください。期日に遅れた場合は、希望する月からの認定はできません。

締切り期日は、施設から保育課への締切りとなります。施設ごとに締切り日が違いますので、詳しくは施設に確認してください。

不足書類がある場合、認定ができないことがあります。締切り期日に間に合うように書類を整え申請してください。

(3) 申請に必要な書類

次の書類を原則として全て揃えて、締切り期日までに提出してください。

世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

① 「適合届出保育施設利用費特別給付認定申請書」	※申込み児童1人につき1部必要です。
② マイナンバーカードの写し等のマイナンバーがわかる書類	※父母(保護者)の分が必要です。 (マイナンバーカードの写しがご提出できない場合は、マイナンバーが記載されている住民票など、マイナンバーが確認できる書類を提出してください。)
③ 保育を必要とする事由を証明する書類(表A参照)	※保護者それぞれの分が必要です。
④ 在留カードの写し(両面)	※外国籍の方のみ。父母及び児童(本人)、児童の兄弟姉妹(全員)、同居の祖父母(同一敷地内・隣家含む)の分が必要です。
⑤ 認可保育施設に入所できないことを証明する書類 ア 保育所入所保留通知書(原本) イ 適合届出保育施設の利用に係る理由書	※認可保育施設への入所を申し込んだが定員等の事由により入所を認められなかった方は「ア」、就労時間等の事由により入所可能な認可保育施設がない方は「イ」の提出が必要です。 ※入所保留通知書交付手続きに関する詳細は豊橋市役所保育課にお問い合わせください

※マイナンバーで所得の確認ができない場合など、追加で書類のご提出をお願いさせていただく場合があります。

保育を必要とする事由を証明する書類等について（Ａ）

事 由	提 出 書 類
就 労	＜全ての方＞ ❶「就労証明書」を勤務先で証明していただき提出してください。 ＜自営業の方＞ 「事業の状況が確認できる書類」を添付してください。 例）営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等又は直近の確定申告書の写し等。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ）
疾病・障がい	診断書、身体障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
介護・看護	診断書、身体障害者手帳等の写し（所持している場合）
求職活動	❸求職活動申立書
就 学	在籍期間がわかる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数がわかる書類（時間割）など

５．保育を必要とする事由及び認定期間

特別給付認定を受けるには、次表のとおり保育を必要とする事由が認められる必要があります。
 事由により認定を受けられる期間が異なり、次表に記載する期間または認定開始日から満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間のいずれか短い方が認定期間となります。

また、認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定が失効します。世帯や就労状況の変化（労働時間、休職、休業等）などがあった場合は、必ず施設と保育課に連絡してください。

事由	条件	認定期間(有効期限)
就労	自宅内外で１月６４時間以上の労働をしている （目安：１日４時間以上かつ週４日以上） <u>生計に寄与していないものは認められません。</u>	満３歳に達する日以後最初の ３月３１日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の２か月前から産 後８週間経過後の月末まで
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病又は心身に障がいがあり、常に保育できない場合	医師等の作成した診断書に記載されている期間
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいがある同居または長期入院している親族を常時介護・看護している場合	
災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあたっている場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	認定開始日から９０日（３か月間）
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業訓練校などによる職業訓練を受けている（目安：１月６４時間以上）	在学証明書等に記載されている期間

6. 認定通知書について

審査の結果、給付金の受給資格があると認められる場合は、「認定決定通知書」を交付します。給付金の請求等の際に必要となりますので大切に保管してください。

7. 認定の内容に変更があった場合または認定要件を満たさなくなった場合

認定後、以下に該当するようになったときは、施設へ申出のうえ、書類の提出をお願いします。なお、認定後においても、認定には有効期限がありますので、認定の継続を希望する場合は期日までに変更等の手続きを行ってください。

① 「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わるとき

例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 就学→就労 等

② 家族構成に変更が生じたとき(婚姻・離婚・単身赴任・現に養育している子どもの転出入等)

③ 保護者の転勤等により代表保護者を変更するとき

④ 税を修正、訂正したとき

⑤ 就労先、勤務時間等、就労の状況が変わったとき

⑥ 仕事を辞めたとき

⑦ 施設の利用を暦日で1か月以上休止するとき

例：里帰り出産のため5月3日から6月2日まで欠席 / 療養のため1か月登園できない 等

⑧ 施設の利用をやめるとき

⑨ その他認定の要件を満たさなくなったとき

8. 留意事項

(1) 転出入する場合

豊橋市へ転入し認定を申請する場合又は豊橋市外へ転出の予定がある場合は、速やかに保育課までご連絡ください。

(2) 現に養育する子どもの人数に増減があった場合

お子さんの進学・就職、保護者の方の婚姻・離婚等ご家庭の状況の変化により、同一世帯において現に養育する子どもの数に増減があった場合は、認定の可否に影響する可能性がありますので、保育課までご連絡ください。

(3) 育児休業中の方

育児休業からの復帰に伴い就労での認定を申請した場合は、復帰予定日までに復職し、復職後速やかに「育児休業復帰証明書」を提出してください。復職されない場合(育児休業の延長など)は保育を必要とする事由に該当しなくなり、認定を取り消すことになります。

(4) 長期休園の場合

施設の利用を1か月以上休止する場合は、その間の利用料を施設に支払うかにかかわらず、その期間について給付金の支払いはできません。原則認定取下げ書の提出及びその後再認定を希望する場合は認定申請書の提出が必要になりますので、必ず施設及び保育課に相談してください。

(5) その他

- ・ 保育を必要とする事由の確認は毎年行います。詳しくは別途ご案内します。
- ・ 提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピー

をお取りください。

- 虚偽の申請が判明した場合は、原則申請時点に遡って認定を取り消します。
- 認定時に利用していた届出保育施設が認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなった場合（確認適合届出保育施設でなくなった場合）、その日以降同基準をすべて満たすことが再度確認されるまでの間の利用料は補助の対象外となりますので、予めご承知おきください。